

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十八年三月四日から同月十七日までの間縦覧に供します。

平成二十八年三月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
柿本 芳是	檀原市中町二三四番地の三	檀原市中町三四番一ほか四筆	
吉田農園株式会社	檀原市北越智町一一〇番地	檀原市北越智町一八六番	

二 申請年月日

平成二十八年二月二十五日